

市街化調整区域内の違反建築物に対する
除却命令の発令について

横浜市は、横浜市港北区の市街化調整区域内の違反建築物について、これまで建築主及び施工者に対して是正するよう指導してまいりましたが、是正されないため、本日、都市計画法第81条第1項の規定に基づき、違反建築物の除却命令を発令し、都市計画法第81条第3項の規定に基づく標識を現地に設置しました。



【棟(1)自動車車庫(鉄骨造)】



【棟(2)倉庫(コンテナ)】

1 違反建築物の概要

建 築 場 所	横浜市港北区新吉田町4021番		
区 域 区 分	市街化調整区域		
建 築 物 の 概 要		棟(1)	棟(2)
	用 途	自動車車庫	倉庫
	構 造	鉄骨造	鉄骨造(コンテナ)
	階 数	地上1階	地上2階
	延べ面積	約420㎡	約14.4㎡

2 違反の概要

違 反 条 項	都市計画法 第 43 条 (無許可の建築物)
---------	------------------------

3 措置命令の内容

命 令 内 容	上記違反建築物を除却すること。
命 令 発 令 日	平成 28 年 5 月 27 日
履 行 期 限	平成 28 年 8 月 31 日

裏面に続く

4 主な指導経過

年	月	概要
25	12	現場調査にて建築物(コンテナ)の設置を確認
26	3	現場調査にて新たな建築工事(鉄骨造)を確認
—	—	工事停止及び建築物を除却するよう指導するも応じず
同	7	工事停止命令を発令
—	—	一時、工事が中断、指導は継続
28	3	現場調査にて工事再開(新たな屋根を施工)を確認 工事停止及び是正勧告書を交付
同	4	弁明の機会の付与
同	5	除却命令を発令

※現場調査にて、定期的に状況を確認しています。

5 今後の対応

都市計画法第 81 条第 3 項の規定に基づき当該命令を発令した旨を市報に登載するとともに、横浜市建築局違反对策課のホームページに掲載し、命令の履行を強く求めてまいります。

お問合せ先
建築局違反对策課長 畠 宏好